

# 高齢者医療制度) の被保険者の皆さんへ

## 70歳以上の方へ ― 診療時における自己負担割合を決定します ―

70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者、長寿医療制度の被保険者は、医療機関で診療を受けたときの自己負担割合が、前年の所得に応じて「1割」か「3割（現役並み所得者）」になります。

自己負担割合が3割になる方は下表のとおりです。ただし、収入額の合計が一定額未満の方は、申請することで自己負担割合を1割に変更できます。申請が必要な方には事前に通知していますが、まだ申請をしていない方、申請が必要と思われる方は、7月28日(火)までに担当課で申請をしてください。

|                       | 自己負担割合「3割」の基準                                      | 「3割」を「1割」に変更できる方                                                             |
|-----------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 70歳以上75歳未満の<br>国保被保険者 | 同一世帯の70歳以上の国保被保険者のうち、1人でも住民税課税所得額が145万円以上の方がいる世帯の方 | 収入額の合計が次に該当する方<br>○70歳以上75歳未満の国保被保険者が、<br>・1人の世帯：383万円未満<br>・2人以上の世帯：520万円未満 |
| 長寿医療制度の<br>被保険者       | 住民税課税所得額が145万円以上の方と、その方と同一世帯に属する長寿医療制度の被保険者        | 収入額が383万円未満の方、もしくは同一世帯の70歳以上の方を含めた収入額の合計が520万円未満の方                           |

## 長寿医療制度の平成21年度「保険料額」を通知します

長寿医療制度の被保険者の皆さんには、平成20年中の所得に基づいて算定した平成21年度の保険料額を7月中旬に通知します。保険料は、個々の条件によって次の方法で納めていただきます。

### ■特別徴収（年金からの天引き）

年額18万円以上の年金を受給し、長寿医療制度の保険料と介護保険料を合算した額が年金額の2分の1以下の方は、原則として年金から保険料を天引きする「特別徴収」となります。

一定の条件に該当する方は手続きをすることで口座振替による納付を選択できます。7月31日(金)までに手続きすると、10月からの年金天引きを中止できます。詳しくは担当課へお問い合わせください。

### ■普通徴収（金融機関等で納付）

特別徴収に該当しない方は、原則としてお送りする納入通知書を持って金融機関等の窓口で保険料を納付する「普通徴収」となります。手続きをすることで口座振替による納付を選択できます。

※特別徴収の方と口座振替の手続きを済まされている方には「黄色の封筒」で、金融機関等の窓口で納付いただく方には「ピンク色の封筒」で、それぞれ通知します。

### お問い合わせ先

#### 国民健康保険

- 市庁舎本館国保医療課 国保係 TEL0897-52-1447（直通）… 国保の制度・給付などについて
- 市民生活課 市民係 TEL0897-52-1211（直通）… 国保の保険証送付について
- 各総合支所市民福祉課 市民保険係（東予）、市民福祉係（丹原・小松）

#### 長寿医療制度

- 市庁舎本館国保医療課 医療係 TEL0897-52-1212（直通）
- 各総合支所市民福祉課 市民保険係（東予）、市民福祉係（丹原・小松）

総合支所の代表電話番号 東予：TEL0898-64-2700 丹原：TEL0898-68-7300 小松：TEL0898-72-2111